

令和 5 年 3 月 3 日
総務省大臣官房企画課
サイバーセキュリティ・情報化推進室

民間競争入札実施事業
総務省 LAN システムの更新整備及び保守・運用業務
の実施状況について（案）

1 事業の概要

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を行い、従来一括調達していたものを分離調達し、令和 2 年度から市場化テスト第 3 期事業として以下の内容により、総務省 LAN システムの更新整備及び保守・運用業務（以下「本業務」という。）を実施している。

(1) 業務内容

本業務は、①総務省 LAN の設計・構築を行う更新整備業務、②システムの機能維持、品質維持等、設計された仕様どおりに動作させることを目的とした保守業務、システムの稼働状態を維持することを目的とした運用業務に大別される。

① 更新整備に関わる業務

- ・ 調達仕様書、提案書に基づき、設計・構築実施計画書及び設計・構築実施要領を作成し、主管課の承認を得る。
- ・ 主管課、工程管理支援事業者、PMO 等と調整し、入札公告時の調達仕様書及び要件定義書に対して、調達時の提案内容に基づき変更を行い、標準ガイドライン群に沿って第二次工程レビューを受け、要件を確定する。
- ・ 承認された設計・構築実施計画書及び設計・構築実施要領に沿って、設計、構築、テスト、移行、教育訓練、受入テストの実施支援を行う。

② 保守・運用に関わる業務

- ・ 第二次工程レビューで確定した要件に基づき、サービスレベル合意書、保守・運用実施計画書及び保守・運用要領を作成し、主管課の承認を得る。
- ・ 承認された保守・運用実施計画書に沿って、保守・運用業務を行う。
- ・ 総務省 LAN は重要通信基盤システムであるため、設計・構築に携わった要員と密に連携し、対応を行い、保守・運用業務の内容について、よりシステムの安全性を高め、効率的な業務が実施できるよう運用改善を行う。

(2) 契約期間

令和 2 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(3) 受託事業者

日鉄ソリューションズ株式会社

(4) 実施状況評価期間

令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日まで（総務省 LAN 運用開始後 12 か月間）

(5) 受託事業者決定の経緯

入札参加者（1 者）から提出された総務省 LAN システムの更新整備及び保守・運用業務における提案書、競争参加資格等、民間競争入札実施要項に記載された入札書類を審査した結果、当省が定めた評価項目の要求要件を全て満たしていることを確認した。

入札価格については、令和 2 年 9 月 7 日に開札した結果、予定価格の範囲内であり、総合評価落札方式（加点方式）により、日鉄ソリューションズ株式会社が落札者となった。

2 確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価

民間競争入札実施要項において定めた民間事業者が確保すべきサービスの質の達成状況に対する当省の評価は、以下のとおり。

「総務省設置法」（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条に規定された総務省の所管事務を円滑に遂行するための情報基盤である総務省 LAN を更新整備及び保守・運用する業務であるため、総務省 LAN 利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するものである必要がある。このため、上記「1 (1) 業務内容」に示した業務を実施するに当たり、受託事業者が確保すべき対象業務の質は、下表のとおりとした。

評価事項	測定指標	評価
総務省 LAN の稼働率	稼働率は、99.90%以上とする。 ただし、拠点のプリントサービス、ファイル共有サービス及びコミュニケーションサービス、ディザスタリカバリサービス、運用管理サービス並びに無線 LAN 接続サービスは稼働率を 99.00%以上とする。	対象サービスの稼働率（12 か月間平均）はそれぞれ 99.99%以上であるため、サービスの質は確保されている。
セキュリティ上の重大障害	個人情報、施設等に関する情報、その他の契約履行に際し知り得た情報の漏えい件数は 0 件であること。	情報漏えいの件数は 0 件であるため、サービスの質は確保されている。
システム運用上の重大障害	長期にわたり正常に稼働できない事態、状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は 0 件であること。	重大障害の件数は 0 件であるため、サービスの質は確保されている。

3 実施経費の状況及び評価

(1) 実施経費

単位：千円（税抜）	総額	月額
市場化テスト 第 3 期 令和 2 年 10 月から令和 7 年 3 月まで	9,595,000	177,685

(契約期間：54か月)		
-------------	--	--

(2) 経費削減効果

単位：千円（税抜）	総額	月額
市場化テスト 第2期 平成28年4月から令和3年3月まで (契約期間：60か月)	(8,000,000) うち、更新整備及び保守・運用業務 に相当する実施経費 7,539,201	125,653
増減額	+2,055,799	+52,032
増減率	+27.3%	+41.4%

(3) 評価

本業務は市場化テスト第3期であり、市場化テスト実施前との比較を行う場合、10年以上前の状況とは政策を踏まえた提供すべきサービスや対策すべきセキュリティ強化など、大きく異なっている。また、それらを実現するための技術動向やセキュリティ対策動向、社会情勢も併せて大きく変化しているため、本業務と市場化テスト実施前を比較することは妥当ではないと考え、前期の市場化テスト第2期と比較した実施経費の評価を行うこととする。

市場化テスト第2期と比較して、総額で2,055,799千円(27.3%)の経費増となっている。第2期と第3期の契約期間が異なるため、月額で比較すると52,032千円(41.4%)の経費増となる。これら経費増は、第2期と同様に政府方針や各種ガイドライン等に基づき、総務省LANシステムの更新に合わせ新たな投資を行ったことによるものである。

具体的には、コロナ禍やオリンピック・パラリンピック開催期間中のテレワーク需要に対応するためのリモート接続・VDI環境の強化、それに伴うファイルサーバの容量増と全文検索機能の新規追加など、サービス追加のため機器等費用が増加している。また、それら機器等の設計・構築・据付調整・テスト・移行のための役務費用も併せて増加することとなっている。

特に「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿って将来的なクラウドサービスへの移行を見据え、総務省LANシステムの提供するメール、スケジュール、掲示板等、複数のサービス基盤を統合するなどしたことにより、その設計・構築・据付調整・テスト・移行に係る費用も増加しているため整備経費の増大割合が大きくなった。

他方、機器等の賃借・保守・運用の運用経費もサービス拡充に伴って増大するものの、サービス基盤の統合により機器等の数が少なくなったためその増加の割合は比較的小さく抑えられたものと考えている。

経費増の主な要因は下表のとおり。

整備方針	根拠	主な施策
「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿った検討を行うこと	・ 政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針	・ 将来的なクラウドサービスへの移行を見据え、サービス提供基盤の変更及び利用ライセ

	<ul style="list-style-type: none"> 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群 	<p>ンスの整理等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス利用に適するようにネットワークの再構築を行った。 サイバーセキュリティ対策の強化を行った。
「職員の働き方改革を推進する」ための利便性・安定性を両立できるシステムの検討を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> 国家公務員のテレワーク・ロードマップ 	
「現行総務省 LAN の機能を原則的に踏襲」し、「利用者の利便性を高め、かつ、移行時の負担を最小限にとどめるため」、より一層効果的なシステム構成の検討を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> 霞ヶ関の働き方改革を加速するための重点取組方針 	<ul style="list-style-type: none"> 海外でのメール利用方法や会議室予約方法の改善、端末やシステム利用時の認証方法の改善、セキュリティを確保した上でのファイルの共同編集の実現など、利便性の向上を図った。 整備経費が増加するものの、運用経費の削減を図った。

4 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

(1) 移行期間（仕様書：案として「令和3年7月から令和3年9月」）に関する改善提案

従来の移行時に留意すべき定期的な大型人事異動、国会及び選挙等の定常的なイベントに加え、コロナ禍や1年遅れの開催となった東京オリンピック/パラリンピックによる出勤制限等の影響による職員の負担低減を目的とした移行計画の改善（令和3年3月から令和3年9月までの7か月間）が示された。

具体的には、移行を6段階に分割し、移行に伴うサービス停止時間の短縮や自動化による職員作業の軽減などである。また、イベント期間中の出勤制限に伴うテレワークの利用増などを見越した移行体制・移行期間が示され、実行された。

その結果、大きな混乱はなく当初計画した期日までに無事に移行を完了することができた。

(2) 運用に関する改善提案

職員の利便性向上や生産性の向上につながる調達要件に示された内容以上の提案がなされ、運用期間中に実施されている。

具体的には、大容量ファイル転送サービスなど複数のサービスへのシングルサインオンの実現、同一建屋内での無線 LAN 利用時の円滑なハンドオーバーの実現など、職員の利便性を向上に資する提案がなされ、協議・承認の上で実行された。

その結果、利便性に関する職員アンケートでは概ね好評であり、特筆すべき問題は寄せられていない。

5 全体的な評価

本事業は、平成 24 年度から 28 年度までを第 1 期、平成 28 年度から令和 2 年度までを第 2 期、令和 2 年度から令和 6 年度までを第 3 期として、市場化テストを現在も実施中である。

「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（一部改正：平成 31 年 3 月 8 日官民競争入札等監理委員会）Ⅱ. 1. 終了基準に記載の条件を満たしているかについて、下表に整理した。

基準（条件）	実施状況	判定
① 事業実施期間中に、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、業務に係る法令違反行為等がなかったか。	なかった。	○
② 実施府省等において、実施状況についての外部有識者等によるチェックを受ける仕組み（評価委員会等）を備えている、若しくは、評価委員会を設けることが予定されているか。	デジタル統括アドバイザーによるチェックを受けている。	○
③ 入札に当たって、競争性が確保されていたか。	一者応札であった。	×
④ 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成しているか。	達成している。	○
⑤ 従来経費と契約金額（支払金額）とを比較した場合、経費削減の点で効果を上げているか。	比較が困難	—

表に整理のとおり、①及び②の基準（条件）は満たしている。具体的には、①「業務に係る法令違反行為等：0 件」であり、②「総務省デジタル統括アドバイザーによるチェックを受けている」ところである。③の基準については、第 2 期までと同様に広く競争性を確保できるようスケジュール、情報開示、参入促進等の工夫に取り組み、かつ、第 3 期では分離調達としたものの、結果的には第 2 期に引き続き 1 者応札となった。仕様書をダウンロードした SI 事業者に不参加理由のヒアリングを行ったところ、経営判断であるとの回答であり、第 2 期と同じであった。④の基準を満たしていることは、2 に記載のとおりである。

上記のとおり、実施要項において設定したサービスの質は確保されており、総務省 LAN システムの更新整備及び保守・運用業務は、総務省における行政業務を確実に実施するため、本システムの利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するという目的を達成しているものと評価できる。

6 今後の事業

本事業の対象となっている総務省 LAN システム（情報システム ID：A001554）は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022 年 6 月 7 日閣議決定）に示された国の情報システムの刷新【目指す姿】に基づき、デジタル庁のガバメントソリューションサービス（以下「GSS」という。）やガバメントクラウドサービスに移行する方針としている。

移行に向けての検討では、現在提供中のサービスのうち利用頻度が著しく低いサービスを

廃止し、残るサービスを①全職員が定常的に利用するサービス、②一部職員が適時で利用するサービスに大別した。①は GSS に移行、②は当該サービスを必要とする原課が各々手配することを原則とした結果、総務省全職員が利用する基盤システムとしての総務省 LAN システムとしては廃止となる方向である。

なお、総務省情報セキュリティポリシーに基づき、後の監査情報として残すべきメール等のデータ、各種ログについては、費用対効果を考慮し、本事業の機器等をそのまま期間を延長して借用し保存期間（2 乃至 3 年）中の保管を行う予定である。

以 上